

令和6年度山形県第二種免許取得支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、運転手不足が深刻化しているバス及びタクシー・ハイヤー事業者（以下「事業者」という。）における運転手の確保を促進し、地域公共交通の維持を図るため、事業者が従業員の第二種免許取得に係る経費を負担する事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業者に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅客自動車運送事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) 第二種免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第1項に規定する運転免許をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たし、かつ、従業員の第二種免許取得に係る経費を負担した旅客自動車運送事業者とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受けて、一般旅客自動車運送事業を行い、山形県内に本社又は営業所がある事業者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない事業者であること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ロ 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - ハ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
 - ニ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
 - ホ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用してしているもの
 - ヘ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - ト その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間に支払われた第二種免許の取得に要した次に掲げる経費の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

入学金、適性検査料、学科教習料、技能教習料、効果測定料、教材費、写真代、検定料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費（補助対象経費に充てるべき国土交通省、公益社団法人日本バス協会、一般社団法人山形県バス協会等からの補助金等（市町村からの補助金を除く。）があるときは、当該補助金等の合計額を切り捨てた額）の2分の1に相当する額又は次に掲げる額のいずれか低い額とする。

- (1) 大型第二種免許及び中型第二種免許については1人当たり120,000円
- (2) 普通第二種免許については1人当たり90,000円

(交付の申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、令和7年3月7日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績兼補助金所要額計算書（別記様式第1号）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第2号）
- (3) 一般旅客自動車運送事業の許可証の写し
- (4) 第二種免許取得者の運転免許証の写し
- (5) 補助対象経費の支払に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するもの（自動車教習所からの請求書等）の写し
- (6) 補助金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 補助金交付申請書の提出をもって、規則第14条の規定による補助事業実績報告書の提出に代えるものとする。

(交付の決定及び額の確定)

第7条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第8条 知事は、前条の交付の決定及び額の確定後、速やかに補助金を支払うものとする。

(決定の取消)

第9条 知事は、規則第17条第1項に掲げるもののほか、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反する行為があったとき
- (3) 補助金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

(関係書類の保管)

第10条 補助事業者は、規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類を整備し、令和7年度から5年間保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第11条 この補助金に関して知事に提出する書類は、正本1部とし、提出先は、みらい企画創造部総合交通政策課とする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

山形県知事 殿

(申請者)

所在地

名称及び代表者の職・氏名

連絡先（平日の日中に連絡が取れる電話番号等）

令和6年度山形県第二種免許取得支援事業費補助金交付申請書

令和6年度において、山形県第二種免許取得支援事業について、標記補助金を下記のとおり交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により、関係書類を添付して申請する。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 振込先（県に債権者登録を行っている場合は、債権者登録コードのみ記入）

債権者登録コード	
金融機関名	
店舗名	
預金種別	普通・当座・その他（ ）
口座番号	
(カナ)	
口座名義人	

※債権者登録を行っている場合を除き、預貯金口座の表紙及び表紙裏面の写しを提出すること。

別記様式第1号

事業実績及び補助金所要額計算書

1 事業実績

No.	氏名	生年月日 (申請時の年齢)	取得した免許			取得年月日	採用年月日
1		昭和・平成 年 月 日 (満 歳)	・大型第二種 免許	・中型第二種 免許	・普通第二種 免許	令和 年 月 日	令和 年 月 日
2		昭和・平成 年 月 日 (満 歳)	・大型第二種 免許	・中型第二種 免許	・普通第二種 免許	令和 年 月 日	令和 年 月 日
3		昭和・平成 年 月 日 (満 歳)	・大型第二種 免許	・中型第二種 免許	・普通第二種 免許	令和 年 月 日	令和 年 月 日

(注) 運転免許証の写しを添付すること。

2 補助金所要額計算書 (「1 事業実績」に記載した従業員ごとに記入)

(単位:円)

No.	(A) 補助対象経費 (税抜)	(B) 国からの補助金等	(C) 協会等からの 助成金等	(参考) 市町村からの 補助金	(D) 差引額 (A)-(B)-(C)	(E) 県補助金申請額 (D)×1/2又は120,000円(大型・中型) 90,000円(普通) のいずれか低い額(千円未満切捨)
1						
2						
3						
合計						

(注) 1 補助対象経費の支払に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するもの(自動車教習所からの請求書等)の写しを添付すること。

2 「国からの補助金等」及び「協会等からの助成金等」の内容及び金額が確認できる書類(交付決定通知書(交付決定前の場合は、交付申請書、事業計画書、事前申請書等)の写し)を添付すること。

別記様式第2号

暴力団排除に関する誓約書

当社は、

- 1 下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。
- 2 下記の該当の有無を確認するために、山形県から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、当該役員名簿等に記載された情報等が山形県警察本部に提供されることについて同意します。
- 3 暴力団の不当な要求には応じません。また、山形県との補助事業について不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報（「110 番通報等」）するとともに、山形県に報告します。
- 4 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が交付決定の取消し等の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であること。

山形県知事 殿

令和 年 月 日

所在地

名称及び代表者の職氏名